

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市ホームレス相談支援センター（分室「ベトサダ」）運営業務		
発 注 課	保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課		
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人 自立支援事業所ベトサダ		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業及びシェルター事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業をあわせて実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター（分室）」（以下「分室」という。）の運営を行うものである。 本市におけるホームレス支援では、支援団体における施設定員や対象者の年齢、性別、抱えている疾病や障害等の状況を踏まえると、単独の団体で全ての住居喪失者からの相談に応じることができない現状にあり、複数のホームレス支援団体が協同して事業を実施していく体制が求められる。 業務内容は、稼働可能と判断される男性ホームレスからの相談に応じ、課題を把握するとともに、対象者の置かれている状況や意思を十分に確認することを通じて、状況に応じた支援計画の作成等を行い、シェルター事業による衣食住の提供、自立相談支援事業による就労支援により、対象者が速やかに就労自立できるよう、包括的及び継続的な支援を行うものである。よって、本業務を実施する事業者は、シェルター事業を実施していくための相応の設備と人員体制を備えているほか、稼働可能な男性ホームレスへの生活支援及び就労支援に関するノウハウを有していなければならない。 標記事業者は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法による補助金交付を受け、本業務と同等の内容であるホームレスへの一時宿泊事業を実施してきた実績があり、シェルター事業を実施する相応の設備と人員体制を備えている。また、ホームレスの就労について理解がある複数の協力企業とのつながりがある。以上より、標記事業者は、男性ホームレスの速やかな就労自立に向け、本業務を適切に遂行できる唯一の事業者である。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）		
決 定 日	令和7年3月17日		